

第5期計画をめぐる動き

○ 第4期計画の基本指針

1 第4期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の基本指針

(1) 介護サービス基盤の整備

- ① 介護予防の推進
- ② 中重度者を支える居宅サービスの充実・強化
- ③ 重度者に対する入所施設の整備
- ④ 療養型病床からの転換分への配慮

(2) 介護サービスの質的向上

- ① 居宅サービスでは、訪問介護員や訪問看護師等の資質の向上
- ② 施設サービスでは、特養でのユニット型施設の整備の推進
- ③ 制度の要である介護支援専門員の資質の向上
- ④ 利用者からの苦情への対応、介護相談員の施設等への派遣等

(3) 介護予防の推進

(4) 認知症ケア対策の推進

(5) 地域生活支援体制の整備

(6) 高齢者の積極的な社会参加

2 第4期介護保険事業計画の基本指針

① 介護予防の推進

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知症高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設について個室化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加等に対応した多様な「住まい」の普及の推進

<平成26年度における目標>

- ・ 施設・介護専用の居住系サービス利用者割合37%以下 H22.10.7基本指針改正により参酌基準撤廃
- ・ 介護保険3施設利用者の重度者への重点化
要介護4・5の割合を70%以上
- ・ 介護保険3施設のユニット化推進(50%以上、特養70%以上) 廃止猶予期間がH29年度末に延長
- ・ 療養病床から老健施設等への転換分の取扱いを規定
- ・ 介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及

○ 第5期介護保険事業計画の基本指針(案)における改正内容

【基本的事項】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意
- ・ 高齢化ピークまでに地域包括ケアシステムを達成することを念頭に
おいた目標設定

【都道府県介護保険事業支援計画】

- ・ 従事者の確保・資質向上への取り組み(たんの吸引等)
- ・ 高齢者居住安定確保計画との調和
- ・ 財政安定化基金の取り崩し

【市町村介護保険事業計画】

今後、地域で必要と考えられる以下の4事項について、地域の実情に応じて重点事項を選択して取り組む

- ① 認知症支援策の充実
- ② 医療との連携
- ③ 高齢者の居住に係る連携
- ④ 生活支援サービス

※老人保健福祉計画の基本指針の改正案は未提示

本県の主な現状と課題

■ 高齢化の進展

- ① 65歳以上の高齢者が増加
H22: 286千人(高齢化率26.2%)
→ H27: 324千人(30.6%)、H37: 329千人(33.7%) [推計]
- ② 1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯が増加
・ 1人暮らし H22: 31千世帯(8.3%) → H27: 37千世帯(10.2%)
・ 夫婦のみ H22: 40千世帯(10.6%) → H27: 47千世帯(12.6%)
[推計]()内は、総世帯に占める割合
- ③ 要介護・要支援認定者が増加
・ 認定者数 H23.3月: 49,163人 → H27: 62千人、H37: 73千人
・ 重度(要介護3以上)の認定者が増加
H23.3月: 21,330人(43.4%) → H27: 27千人、H37: 32千人(44.1%)
・ 軽度(要支援、要介護1)の認定者(参考)
H23.3月: 19,267人(39.2%) → H27: 24千人、H37: 29千人(39.2%)
- ④ 認知症高齢者が増加
・ 75歳以上高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると考えられる
・ 要介護・要支援認定者の約1/2は、認知症高齢者自立度Ⅱ以上とされる

■ 介護予防の実施状況

- ・ 二次予防事業対象高齢者数 H19: 12,119人 → H22: 14,050人
(65歳以上人口に対する割合 4.4% → 4.9%)
- ・ 介護予防事業参加者 H19: 1,827人 → H22: 2,745人
(二次予防高齢者に対する割合 15.1% → 19.5%)

■ 高齢期の生活に関する県民のニーズ

- ・ 介護が必要になった場合に生活したい場所(H21県政世論調査)
自宅や住み慣れた地域 70.1%
- ・ 充実すべきサービス(H22高齢者等生活意識実態調査)
小規模多機能型、医師の訪問、ヘルパーの訪問等が上位
- ・ 今後重要と思われる取り組み()
① 介護サービス提供体制、② 地域住民による支えあい、③ 人材育成
④ 高齢者に配慮したまちづくり、⑤ 在宅療養の体制づくり

■ 在宅医療・ケア体制の状況

- ・ 訪問看護ステーション数 37ヶ所(H23.4)・・・人口あたり全国41位
- ・ 開業医のグループ化 4医療圏 10グループ(H23.10)
- ・ 緊急時受け入れのための医療系ショートステイの確保
4医療圏 8床(H23)

■ 施設の状況

- ・ 第4期計画中の整備状況(H23は見込)
- 特養ホーム H20: 5,280床 → H23: 5,530床(+250)
- 老人保健施設 H20: 4,064床 → H23: 4,222床(+158)
- 介護療養病床 H20: 2,489床 → H23: 2,280床(▲284)
- グループホーム H20: 1,162床 → H23: 1,666床(+504)
- 小規模多機能型(宿泊定員) H20: 192人 → H23: 476人(+284)
- ・ 介護保険3施設利用者のうち要介護4・5の割合 66.6%(H22平均)
- ・ 特養ホームのユニット型個室の割合 1,335/5,530=24.1%(H23見込み)

■ 福祉・介護人材の養成・確保

- ・ 有効求人倍率は高い水準で推移 H20: 1.94倍 → H23.7月: 1.99倍
- ・ 介護福祉士養成校の入学人数が減少 H20: 131人 → H23: 114人

■ 介護給付等の適正化

- ① 介護給付費の増加
H12: 416億円 → H18: 679億円 → H22: 807億円(H12と比較し、1.9倍)
- ② 第2期介護給付費適正化計画(H23～26)
重点事項 ① 要介護認定の適正化 ② ケアマネジメントの適正化、
③ 事業者のサービス提供体制・介護報酬請求の適正化

第5期計画における施策の方向

○ 若いときからの健康づくり

- ・ 健康の保持・増進
- ・ 生活習慣病予防等疾病対策の推進
- ・ 健康づくりを支援する環境整備

○ 元気な高齢者の活躍の場の拡大

- ・ 意欲や能力に応じた就業・起業支援
- ・ ボランティア・NPO活動等の社会参加の促進
- ・ 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

○ 介護予防の推進

- ・ 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
- ・ 生活機能低下の早期発見と早期対応の推進
- ・ 地域リハビリテーションの推進

○ 認知症高齢者対策の推進

- ・ 認知症の予防と早期発見の推進
- ・ 医療・ケア体制の整備
- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 総合的な支援体制の推進

○ 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
(高齢者が自宅や身近な地域で介護を受けられる環境の整備)

- (1) 在宅希望者を支える居宅サービスの充実・強化
・ 在宅介護サービス基盤の整備促進
・ 地域に密着した在宅サービスの充実
・ 医療と介護の連携による在宅ケアの推進
- (2) 自宅での介護が困難な重度者を受け入れる施設の整備促進
(参酌標準: 平成26年度の目標)
・ 介護保険3施設利用者の重度者への重点化
→ 要介護4・5の割合を70%以上に
(・3施設のユニット化割合: 50%以上、特養は70%以上)
- (3) 介護サービスの質的向上、介護保険制度の適正な運営の確保

○ 地域生活支援体制の整備

(共助を軸にした高齢者が安心して暮らせる地域づくり)

- ・ 多様な人材や社会資源を活用した地域包括ケア体制の整備
(ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業の推進等)
- ・ 住み慣れた地域における多様な住まいの整備
(サービス付き高齢者向け住宅の整備等)
- ・ 高齢者にやさしいまちづくり
- ・ 災害時における要援護者支援体制の整備
- ・ 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

○ 福祉・介護人材の養成・確保

- ・ 多様な保健福祉ニーズに対応できる人材の養成・確保
- ・ 介護サービスを支える人材養成と資質向上
(介護職のたん吸引研修等)